議案第７３号

# 守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和５２年守谷町条例第２号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ５ 年１１月２８日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

| 議 案 | 頁 数 |
|---|---|
| ７３号 | 1 |

守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和５２年守谷町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項中「前項」を「前２項」に改め，「，印鑑登録証」の次に「(個人番号カードが添付された場合は個人番号カード，移動端末設備用利用者証明用電子証明書が提示された場合は移動用端末設備用利用者証明用電子証明書)」を加え，「うえ」を「上」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず，印鑑登録者は，次の各号に掲げるいずれかの方法により，印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

（１）印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項の個人番号カードであって，電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの。ただし，当該証明書が失効していないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を添えて，統合端末（公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。）に当該個人番号カードの暗証番号を入力することにより，印鑑登録証明書の交付を申請する方法

（２）印鑑登録証明書交付申請書に移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第３５条の２に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書であって，失効していないものに限る。）を提示し，印鑑登録証明書の交付を申請する方法

第１２条の２中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する」及び「市又は」を削る。

附　則

この条例は，令和６年１月１日から施行する。

| 議 案 | 頁 数 |
|---|---|
| ７３号 | 2 |

提案理由（議案第７３号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードの普及に伴い、市民サービスの向上を目的に新たな活用方法として、マイナンバーカードを印鑑登録証の代わりとして使えるよう条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議 案 | 頁 数 |
| --- | --- |
| ７３号 | 3 |

守谷市印鑑条例新旧対照表

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （印鑑登録証明書の交付等）<br>第１２条　（略）<br>２　前項の規定にかかわらず，印鑑登録者は，次の各号に掲げるいずれかの方法により，印鑑登録証明書の交付を申請することができる。<br>（１）印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項の個人番号カードであって，電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの。ただし，当該証明書が失効していないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を添えて，統合端末（公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。）に当該個人番号カードの暗証番号を入力することにより，印鑑登録証明書の交付を申請する方法 | （印鑑登録証明書の交付等）<br>第１２条　（略）<br>（新設） |

参考資料

| 議案 | 頁数 |
| --- | --- |
| ７３号 | 4 |

| | |
|---|---|
| （２）印鑑登録証明書交付申請書に移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第３５条の２に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書であって，失効していないものに限る。）を提示し，印鑑登録証明書の交付を申請する方法 | |
| ３　市長は，前２項の申請があったときは，印鑑登録証（個人番号カードが添付された場合は個人番号カード，移動端末設備用利用者証明用電子証明書が提示された場合は移動用端末設備用利用者証明用電子証明書）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し，当該申請が適正であることを確認した上，当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。 | ２　市長は，前項の申請があったときは，印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し，当該申請が適正であることを確認したうえ，当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。 |
| 第１２条の２　前条の規定にかかわらず，印鑑登録者は，個人番号カードを用いて，自動交付機（民間事業者が設置する市の電子情報処理組織と通信回線で接続された端末機で，証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により，印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 | 第１２条の２　前条の規定にかかわらず，印鑑登録者は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードを用いて，自動交付機（市又は民間事業者が設置する市の電子情報処理組織と通信回線で接続された端末機で，証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により，印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 |